

輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項

甲及び乙は、輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関し、次の特約条項を定める。

(価格等証明資料)

第 1 条 価格等証明資料とは、見積資料（いわゆるクォーテーション。以下同じ。）の原本、品質証明書（品質証明書の原本及び送り状（いわゆるインボイス。以下同じ。）の原本をいう。

2 価格等証明資料は、役務請負契約の場合においては、外国役務業者が発行したものに限り。

3 価格等証明資料は、役務請負契約以外の契約の場合においては、外国製造業者が発行したものを原則とする。ただし、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しない場合は、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しないこと（理由書及び乙による価格等証明資料の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明した資料をもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えるものとする。

4 調達物品が流通業者所有中古品（サープラスユーズド）の場合で、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在せず、かつ、乙による価格等証明資料の内容の妥当性を当該外国製造業者が証明できないときは、外国製造業者が発行した価格等証明資料が存在しないこと及び乙による価格等証明資料の内容の妥当性を外国製造業者が証明できないこと（理由書並びに乙による価格等証明資料の内容の妥当性を他の手段により証明した資料をもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えるものとする。この場合において、流通業者が価格等証明資料の内容の妥当性を証明した資料のみをもって外国製造業者が発行した価格等証明資料に代えることは認めないものとする。

(価格等証明資料の提出)

第 2 条 乙は、甲に対し、価格等証明資料のうち品質証明書及び送り状の原本又はその代替資料（前条第3項又は第4項の規定に基づき品質証明書又は送り状に代えて提出する資料をいう。）を入手後、速やかに提出しなければならない。

2 乙は、前項に規定する資料の発行者から、当該資料を甲に提出することについて、あらかじめ了承を得るものとする。

(乙が価格等証明資料を必要とした場合の処置)

第 3 条 甲は、乙が価格等証明資料を特に必要とする場合、価格等証明資料を確認及び複製した後、乙に貸し出すことができる。

2 乙は、前項の規定により価格等証明資料の貸出しを受けた場合において、甲が価格等証明資料の確認等をする必要を認めたときには、速やかに返却しなければならない。

(価格等証明資料の取扱い)

第 4 条 乙は、甲が必要と認めた場合、価格等証明資料について、甲が乙の了承を得ることなく価格等証明資料の発行者に問い合わせることを了承するものとする。

(虚偽の資料提出に対する違約金)

第 5 条 乙は、次の各号に掲げる場合は、真正な資料を提出又は提示して、真実を説明しなければならない。

(1) 甲が計算価格の計算を行うに際して、資料を提出又は提示する場合

(2) 甲が行う手数料率算定に際して、資料を提出又は提示する場合

(3) 甲が特約条項に基づいて行う代金の精算等に際して、資料を提出又は提示する場合

2 乙は、前項各号のいずれかに該当する場合において、乙が虚偽の資料を提出又は提示したことを、甲がこの契約の履行後に前条に基づく問い合わせ又は契約代金の最終の支払以降において基本契約条項第 条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

3 次の各号に掲げる場合における、前項の規定の適用については、同項中「2倍の金額」とあるのは、当該各号に定める金額とする。

- (1) 乙が防衛省（甲を含む。以下同じ。）が実施を通知した次条に規定する輸入調達調査を拒み、又は当該輸入調達調査の対象、方法及び期間等を制限することを求めた場合であって、当該輸入調達調査の実施を乙が拒否した日、当該輸入調達調査が終了した日若しくは当該輸入調達調査が中断した日から3年以内又は、当該輸入調達調査の期間中に不正行為が発覚したとき 4倍の金額
 - (2) 経理会計に関する不正行為の可能性に係る防衛省からの指摘又は照会（不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。）について、乙が代表権を有する者による文書をもってこれを認めない回答をした場合であって、当該回答のあった日から3年以内に不正行為が発覚したとき 4倍の金額
 - (3) 前2号に該当しない場合であって、防衛省から経理会計に関する疑義の指摘又は照会（不特定多数の契約の相手方に対して画一的に行われるものを除く。）を受けたことがない事実について、乙が自発的に不正行為を申告したとき（輸入調達調査の実施期間中にある場合は、経理会計に関する質疑がなされる以前に限る。） 1倍の金額
- 4 前2項の規定にかかわらず、乙が過失（重過失を除く。）により不実の資料を提出又は提示したときは、違約金の支払いを要さない。
- 5 第2項及び第3項に規定する違約金の請求権は、契約代金の最終の支払い時に発生するものとし、当該違約金の支払いは、損害賠償義務又は不当利得返還義務の在否及び範囲に影響を及ぼさない。

（輸入調達調査の実施）

第6条 甲は、乙が提出又は提示した資料の信頼性を確保するため、輸入調達調査（乙の経理会計システム等の適正性を確認するための調査であって、経理会計システム上の記録と乙が提出又は提示した請求書等の整合性及び当該請求書等に関連する書類の必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。）を実施する。

2 乙は、甲から輸入調達調査の実施の申入れがあった場合には、これを受け入れなければならない。

3 乙は、甲が必要と認める場合に、甲がふさわしい者として指定した監査法人又は公認会計士に甲による輸入調達調査を支援させることにあらかじめ同意する。

（定期調査と臨時調査の実施）

第7条 輸入調達調査は、年度の計画に基づき、日時及び場所その他調査を行う上で必要な事項を十分な猶予をもって乙に通知して行う定期調査及び当該計画外でこれらの必要な事項を調査の開始時に通知して行う臨時調査の双方により実施する。

2 乙は、甲から臨時調査の申入れがあった場合には、遅滞なく当該臨時調査の開始を許可するものとし、やむを得ない理由がある場合を除き、甲が提示した調査の開始日は延期しないものとする。

（輸入調達調査の実施項目）

第8条 甲は、輸入調達調査において、次の各号に掲げる事項を確認することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1) 会計制度が適正であり、その信頼性が内部統制により確保されていること。

(2) 帳票類の記載要領及び保管状況が会計制度の信頼性を担保するに足りる状態であること。

(3) 関係する情報システムが、データの改ざん等が行われることなく、適正に運用されていること。

(4) 乙と外国製造会社又は外国販売代理店との間で締結された販売代理店契約が一般的な商慣習を逸脱するものでないこと。

(5) その他経理会計システムの適正性を確認する上で必要となる事項

（輸入調達調査の実施に係る保障）

第9条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる調査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が輸入調達調査に際して必要と認める乙の資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

(1) 帳票類及び社内規則類等の資料による調査（資料を複写して行う調査を含む。）

(2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う調査

(3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う調査

(4) 従業員等（調査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。）から直接に説明を聴取して行う調査